

群馬パース大学 研究データポリシー

群馬パース大学（以下、「本学」という）は、高い見識・専門性等を備えた人材の育成・輩出を目指す建学の精神に基づき、個性の重視と互助の精神、熱意、そしてこれらを調和させ平和を目指すこととしている。これに照らし、研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を図るとともに研究の健全性と公正性を確保し、さらなる学問研究の発展と地域社会等への還元に資することを目的に、以下のとおり、研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

（研究データの定義）

第1条 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

（研究データの管理等の原則）

第2条 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、原則として、それを収集又は生成した者が、法令、本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において決定する。

（研究者の責務）

第3条 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。また、法令、本学規程その他これに準ずるものの定めに基づき研究データの提供等を求められた際は、誠実に対応しなければならない。

（本学の責務）

第4条 本学は、研究者の研究データの管理、公開及び利活用を支援し、環境整備に努める。

（ポリシーの見直し）

第5条 社会や環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

附 則 このポリシーは、2025年2月1日から施行する。